地域計画策定マニュアル

令 和 7 年 7 月

農林水産省

目次

人・農地プランから地域計画へ 1
地域計画の策定・実行までの流れ2
協議の場
協議の場の設置に向けた調整 3
• 関係機関の役割例 4
• 都道府県段階での役割例 5
協議の場で活用する資料例 6
• 協議の場の進め方 7-9
コーディネーターの活用 10
協議の場における協議事項 11-12
協議の場の取りまとめ(記載例) 13-14

地域計画

地域計画の策定手順 ************************************	15
• 目標地図の作成手順	16-17
・ 協議の結果を踏まえた地域計画の策定 -	· 18
• 地域計画の要件	19
• 地域計画の公告	20-21
• 地域計画記載例	22-25
地域計画の実現に向けた取組	26-27

人・農地プランから地域計画へ

これまで、地域での話合いにより、人・農地プランを作成・実行していただいてきましたが、今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、**地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念**されます。農地を利用しやすくするよう、**農地の集約化等の取組を加速化**することが、喫緊の課題です。

課題解決のためには、

- ① 人・農地プランを法定化し、地域での話合いにより目指すべき将来の農地の利用を明確化する地域計画を定める。
- ② 地域計画の実現のため、地域内外から**農地の受け手を幅広く確保し、農地バンクを活用した農地の集約化等をする**。 上記を進めるため、令和5年4月1日に基盤法等の改正法が施行されました。

人・農地プラン

(地域農業の将来の在り方)



地域計画

(地域農業の将来の在り方+目標地図)

農作業がしやすく、手間や時間、生産コストを減らすことが期待できる農地の集約化等の実現に向け、

- 将来、地域の農地を誰が利用し、どうまとめていくか
- 農地を含め、地域農業をどのように維持・発展していくか

若年者や女性を含む**幅広い意見を取り入れながら、地域の関係者が一体となって話し合いましょう。** そして、これまで**地域の皆さんの努力で守り続けてきた農地を、次の世代に着実に引き継いでいきましょう。**

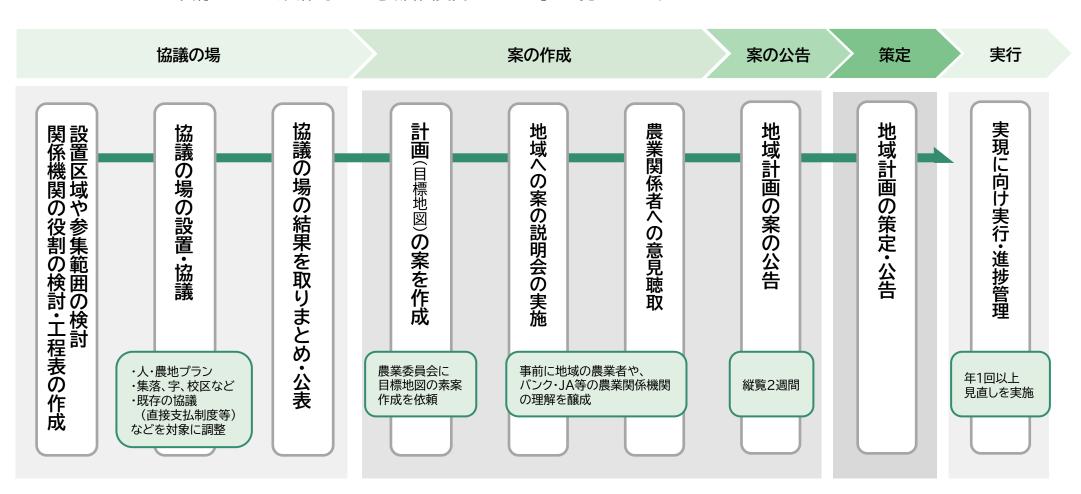
なお、本マニュアルは地域計画の策定の参考として作成したものであり、これまで地域で取り組んできたやり方に沿って進行していただいて 問題ございません。

地域計画の策定・実行までの流れ

基本構想を策定している市町村は、**市街化区域**(他の農用地と一体として農業上の利用が行われる農用地は除く)等を除いた 区域を対象に地域計画を策定します。

市町村は以下のフローに基づき**地域計画を策定後**、実現に向けてPDCAサイクルを通じた検証を行い、随時**ブラッシュアップ**を行い**実行していく**こととなります。

※ ブラッシュアップ・実行について、具体的には「地域計画変更マニュアル」をご覧ください。



協議の場の設置に向けた調整

市町村は、人・農地プランの実質化において設定した「地域の話合いの場」を基本に、地域農業の将来の在り方を検討するため、 **幅広く関係者**に参加を呼びかけ、関係者それぞれが役割を担いながら、実りのある協議が展開されるよう準備しましょう。

【幅広い関係者の例】

- ·集落の代表者:集落に居住する者の代表として、今後の地域の方向性に対する意見
- ·認定農業者等の担い手:地域の農地の受け手として農業生産や集約化に向けた意見
- · 農地所有者の代表者: 農地の出し手を代表して貸付けの意見や後継者の状況の意見
- ·若年者や女性:将来の農業を担う者(後継者も積極的に参加)、
 - 地域で働きやすく暮らしやすい環境の整備等に対する意見
- · **隣の集落の担い手**:入り作に向けた意見や地域との信頼関係の構築
- ·新規就農者:地域農業や農業生産に対する意見や地域との信頼関係の構築
- ·農業法人・企業:参入に当たっての意見や地域との信頼関係の構築
- · **畜産農家・養蜂家**:飼料の供給や堆肥の供給、蜜源作物の作付けなどに関する意見
- ·地域住民:地域の現状と将来を見据えた、地域全体の土地の管理構想に関する意見(※3)



市町村は、中心となる関係機関と一緒に4ページを参考に役割分担を行い、地域の実情に応じて、**農業の担い手や多様な経営体、** 農業支援サービス事業者^(※1)、さらには、**隣の集落の担い手や新規就農者、農業法人、企業など市町村などに参入の相談があった者や関連する組織**^(※2)にも声をかけ、地域の農業、地域づくりに向けた話合いに、積極的に参加いただくよう配慮してください。



協議の場には、家族の代表者以外にも、後継者や配偶者の方も参加するよう呼びかけましょう。 また、協議の開催日時や場所をホームページや広報誌、町内放送等により周知しましょう。 地域のJA青年組織や生産部会、女性部会の事務局などに協議の場の開催日程を提供することも効果的です。

- (※1) 農業者等からの農作業受託等、農業を支援するサービスを提供する事業者
- (※2) 農業法人協会・認定農業者協議会・全国稲作経営者会議・JA青年組織・4Hクラブ・女性農業者グループのメンバー、普及指導センター、農業共済組合、農産物の販売先となる事業者、 農村型地域運営組織(農村RMO)、特定地域づくり事業協同組合、自治会など
- (※3)国土交通省では、農地に限らず、地域の目指すべき将来像を見据えた上で、優先的に維持したい土地や、将来的に利用を継続する必要が無い土地などについて考える「管理構想」を推進。

関係機関の役割例

市町村は、これまでの人・農地プランの実質化の取組を踏まえ、関係機関の役割分担について、調整・確認し、明確化しましょう。

役割分担は、実態に応じて柔軟に設定しましょう。

	都道府県	市町村	農業委員会	農地バンク	JA	土地改良区
全体に係わる役割	都道府県内の進捗管理市町村のサポート新規就農者などの情報収集(支援センター)基本方針の変更都道府県段階の関係機関との連絡協議会等の設置	 全体のマネージメント (進行管理・調整役) 基本構想の変更 市町村段階の各種計画・協定の洗い出し 促進計画(バンク計画) 案を求めに応じて作成 土地の管理構想の検討・調整 	農地利用最適化活動(農地バンクへの貸付けの働きかけ(段階を問わず実施))促進計画(バンク計画)の作成の要請	地域外の受け手の情報収集・意向把握、地域への提供促進計画(バンク計画)による利用権設定等	地域農業振興計画等の実践組合員への情報提供	水利に関する調整土地改良施設の保全
協議の場	普及指導員の派遣等新規就農者などの情報提供(支援センター)農業農村整備事業の事業計画に関する情報提供	協議の場の運営コーディネーターの派遣新規就農者や後継者などの情報提供担い手の協議の場の設置協議の場への参加呼びかけ	 農地の出し手・受け手の 意向把握・情報提供 新規就農者や後継者の 把握・情報提供 遊休農地、所有者不明 農地の把握・情報提供 担い手の協議への協力 	地域外の受け手の情報収集・意向把握、地域への提供	地域農業振興計画等に関する情報提供組合員の経営意向の把握・提供担い手の協議への協力	土地改良事業・施設改修の計画土地改良施設の整備状況に関する情報提供組合員の経営意向の把握・提供担い手の協議への協力
地域計画の策定	地域計画の普及・推進地域計画の進捗管理優良事例の収集	地域計画(目標地図を含む)の策定・随時見直し進捗状況を都道府県と共有	目標地図の素案を求めに応じて作成上記を踏まえた意見具申	上記を踏まえた意見 具申	上記を踏まえた意見 具申	● 上記を踏まえた意見具 申
地域計画の実行	新規就農や経営継承等への支援による担い手の確保・育成農業農村整備事業などの関連事業の実施	新規就農や経営継承等への支援による担い手の確保・育成農業農村整備事業などの関連事業の活用	農地利用最適化活動(農地バンクへの貸付けの働きかけ(段階を問わず実施))	集積・集約化の調整活動(所有者等への利用 を等設定協議の申入れ)	新規就農や経営継承、 労働力(農作業受託) 等への支援による担 い手の確保・育成	土地改良事業・施設改 修の実施

都道府県段階での役割例

都道府県段階において連絡協議会等を定期的に開催し、地域計画の策定・検討状況の情報共有を行いましょう。その際、関係機関における役割分担も明確にして、市町村と積極的に連携するための体制を整えましょう。

都道府県	農業委員会NW機構 (農業会議)	農地バンク	JA県中央会	都道府県 水土里ネット
連絡協議会等の定期開催地域計画の策定・検討状況の把握優良事例の収集	意向把握や目標地図の素案 作成への支援担い手不足の地域への受け 手の紹介農委事務局との連絡調整	現地相談員の活動状況の把握担い手不足の地域への受け手の紹介	JA及び組合員への協議参加の呼び掛け県大会決議等の県域方針の情報提供	組合員への協議参加の呼び 掛け土地改良事業の情報提供

各組織内での働きかけ

- 地域計画の策定状況の把握と共有
- 優良事例の共有と分析
- 未策定地域への積極的な関与
- コーディネーターの派遣



話合いへの関与



都道府県は、遅れている市町村の協議の場の開催状況を把握し、関係機関と連絡協議会において共有するとともに、必要に応じてフォローしましょう。また、都道府県段階の法人協会やJA青年組織、生産部会、女性部会などの事務局に開催状況を提供し、協議の場への参加を促しましょう。



協議の場で活用する資料例

協議の場では、作成済みの人・農地プランや中山間地域等直接支払制度などの協定内容を土台に協議を進行。その際、関係者は、 役割分担に応じた資料を持ち寄り、情報共有しましょう。

都道府県	市町村	農業委員会	農地バンク	JA	土地改良区
① 都道府県の方針に関する資料 ② 地域計画の優良事例 ③ 農業農村整備事業などの事業計画(農地整備の場合は経営形態現況図、経営形態計画図など) ④ 関連事業に関する資料	① 人・農地プラン(現況地図を含む)や参考となる計画 【参考となる計画】 ・水田収益力強化ビジョン・中山間地域等直接支払交付金の集落協定書・多面的機能支払交付金の事業計画書・農業農村整備事業の事業計画(農地整備の場合は経営形態現況図、経営形態計画図など)・果樹産地構造改革計画など②地域計画策定までのスケジュール	① 現況地図(農地の出し手・受け手の意向・年齢、後継者の有無の状況、遊休農地のとを反映した地図) ② 農地の保有及び利用の状況、農地の所有者並びに担り 手等の農業上の利用の意向等の情報	① 域内への参入意向を有する地域外の農業者等の資料 ② 地域の契約状況に関する資料(賃料、期間など)	① 地域農業振興計画等 JAの基本計画に関す る資料 ② 組合員の経営意向に 関する資料 ③ 新規就農支援や経営 継承支援、労働力支 援等による担い手の 確保に関する資料	① 土地改良事業・施設 改修の計画② 土地改良施設の整備 図や改修予定図
	③ 域内への参入意向を有する新規就農者等の資料④ 関連事業に関する資料		出し手・受け手の後継者や配偶者の		

上記を参考に、地域の実情に応じて、資料を用意。

例えば、協議に参加する農業支援サービス事業者の方は、農作業受託に関する資料を提供しましょう。

協議の場の進め方①

協議を進めるにあたって

市町村は、人・農地プランの取組を参考に協議の場に**関係者の参加を幅広く呼びかけ**、作成済みの人・農地プラン等を土台に、協議を進めましょう。 その際、「**地域計画は、地域の意向を取りまとめ、公表する**」ものであることを周知しましょう。

- 担い手が地域に十分存在する場合: 担い手を中心とする受け手の話合いを設け、将来の農地の集積・集約化の方向性を確認。
- 担い手がいない、話合いの土台がない、話合いが低調な場合: 幅広い関係者で時間をかけて丁寧に協議。

なお、協議の場には、すべての関係者が参加する必要はありませんが、**集落の代表者や後継者、多様な経営体などの意見が** 汲み取れるよう配慮するとともに、**意見が言いやすい雰囲気づくり**に努めましょう。



特に、受け手の意向を十分に踏まえ、農地を集約化した上で作業をしやすくする、出し手が保全管理へ 参画するなど受け手の農業経営に支障が生じないよう配慮しましょう。

また、地域農業再生協議会における水田収益力強化ビジョンの策定や水田の畑地化に向けた話合い、中山間地域等直接支払 交付金の集落協定、農業農村整備事業に関する事業計画、果樹産地構造改革計画、有機農業の管理協定、地域全体の土地の管 理構想などの既存の協議の場の活用など、一体的に推進するよう努めましょう。



令和5年度から地域計画は、一定の条件を満たせば中山間地域等直接支払交付金の集落戦略、多面的機能 支払交付金の地域資源保全管理構想とみなすことができます。

協議の場の進め方②

協議の場の区域

市町村は、これまでの人・農地プランの範囲や地域の歴史的まとまりの経緯を参考に、協議の場の区域を設定します。

⇒自然的経済的社会的諸条件を考慮した区域:集落・隣接した複数の集落・大字・旧小学校区

なお、協議が行われる区域は、農業振興地域を中心に農業上の利用が行われる区域を想定しています。協議を行う区域の設定は 市町村の判断によるものであり、例えば、農業振興地域を有さないような区域に関しては、協議の対象外とすることも可能です。

協議の進め方のポイント

話合いの土台があり、担い手が既に確保され、地域農業の方向性がある程度示されているなど以下の方針例の場合には、**計画の 案を示した上で参加者の意見を取りまとめるプレゼンテーション方式(対話型説明会、セミナーなど)を活用**し、少ない回数で取りまとめても構いません。

〈方針例〉

①個別経営への農地の集約



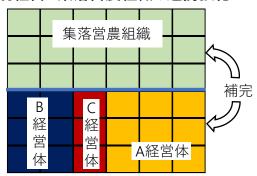
- ・個別経営体ごとに農地を集約
- ・地域住民が水路、道路を管理

②集落営農組織の体制強化



- 集落営農の法人化
- ・構成員の世代交代を円滑化
- ・若年者、女性等の人材で活性化

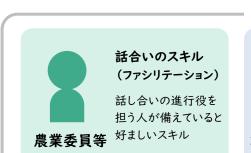
③個別経営と集落営農組織の連携強化



- ・集落営農組織と個別経営体との棲分け
- ・作業委託、期間借地等で相互に補完

協議の場の進め方③

一方、話合いの土台がない、又は話合いが低調な、或いは担い手がいない地域においては、**関係者による話合いをベースとした** ワークショップ(話合いによる合意形成、座談会など)を活用し、次の項目を踏まえ、地域の将来の在り方や地域づくりなど を話題に、段階を踏んで取りまとめることも考えられます。









- コーディネーターを活用して、地域の話合いの土台づくりをはじめる。
- 話合いの機運の醸成や、関心のある者などを起点に地域の課題の掘り起こしを進め、**課題を集落で共有するなどにより、できる限り、 認識の共通化を図る。**

その際、(農業委員会が)事前に把握した地域に不在の農地所有者の意向等を紹介することも重要です。

話合いが活発化してきた段階で、課題の解決に向け議論を深化させるため、**他の地域の事例や農外や地域外からの意見なども取り入れ**て、 将来の目指すべき姿を徐々に創り上げていきましょう。

農業委員会は、遊休農地や所有者不明農地、国有農地がある場合には、所有者、農地の現況などに関する情報を整理し、必要に応じて協議の場でこれらの農地の利用に向け協議しましょう。



所有者不明農地や共有者が一人以上判明している農地、また、一定の要件を満たす国有農地は、農地バンクを 経由して農地を借りることができます。

協議の結果の公表

市町村は、協議の結果を取りまとめ、市町村の公報への掲載やインターネット等で、協議に参加した関係者だけでなく、広く地域 住民にも見られるよう工夫して公表するようにしましょう。

コーディネーターの活用

協議の場では、農水省の事業などにより、コーディネート能力のある意欲ある専門家を活用することができます。

話合いのコーディネーター役

- 1. 以下の方々が参加し、話し合いを進行するコーディネーター役を務めます。
 - 市町村職員(農業担当や土地利用調整に携わる職員)
 - ·農業委員·推進委員
 - ・県の普及指導員
 - ・現場で汗をかいている意欲のある人
- 2. 上記以外にも地域の実情に応じて以下の方々を活用することが考えられます。
 - ・貸付け意向の掘り起こしを行う農地バンクの職員
 - ・ファシリテーター等研修を実施している全国農業会議所の職員等
 - ・ブロックローテーションなどの地域の作付けや、加工や販売などに係る組合員組織を支援するJAの役職員等
 - ・基盤整備に関する話合いを主導する土地改良区の職員
 - ・農政や地域に精通した民間コンサルティング事業者やこれらのOB・OG、行政書士などの外部専門家※
 - ※外部専門家:農村プロデューサー、地域力創造アドバイザー、地域活性化伝導師、都市農地活用保全アドバイザー等

活用のポイント

- 都道府県や市町村は、事前に専門家の氏名、資格、これまでの活動内容・実績を取りまとめたプロフィールを作成し、提供するなど地域にに周知しましょう。
- 市町村、農業委員会等の関係者は、専門家が活動しやすいよう、保有する現場の情報を提供しましょう。
- 地域の話合いをコーディネートできる人が不足している場合には、実務経験のある専門家をコーディネーターやファシリテーターとして 派遣や外部に委託して話合いを進めましょう。



都道府県は広域的な見地から、コーディネーターを選定し、市町村に派遣しましょう。



沖縄県中城村で行われた協議の場の様子

協議の場における協議事項

協議の場では、関係者により次の3つの項目について協議します。※目標地図の素案が作成されている場合には、素案を用いて協議を行って構いません。

1. 当該区域における農業の将来の在り方

区域の現状や課題を踏まえ、米から野菜、果樹等の**高収益作物への転換、輸出向け農産物の生産、有機農業の導入、耕畜連携による飼料増産、水田の畑地化**等、地域の実情を踏まえ目指すべき将来の地域農業について協議しましょう。

2. 農業上の利用が行われる農用地等の区域

農地については、今後もできる限り農業上の利用が行われるよう、**農業振興地域を中心に農業上の利用が行われる農用地等の区域を設定することを基本**とします。農業生産利用に向けた様々な努力を払ってもなお農業上の利用が困難である農地※については、保全等が行われる区域とするなど、地域の現状や将来の見込みを踏まえて、地域の農地をどう利用していくべきか議論しましょう。



※具体例

- ① 従来の農業上の利用や農地として維持することが困難な農地であり、粗放的利用や、より省力的で簡易な方法で管理・利用するもの
- ② 山際などの条件の悪い農地であって、農地として維持することが極めて困難であるもの

①②などを対象に農用地の保全等に取り組む場合も、地域計画の協議の場にて、一体的に議論いただくことが可能です。

3. その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

1、2を基に、10年後の将来の目指すべき姿に向け、次に掲げる事項について、協議し、取りまとめましょう。

協議の場における協議事項

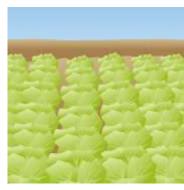
協議事項

- (1) 農用地の集積、集約化の方針
 ・担い手への集積方針や、団地数の削減及び団地面積の拡大など。
- (2) 農地中間管理機構の活用方針
 ・農用地の集積、集約化に向けた、農地中間管理機構の活用方法など。
- (3) 基盤整備事業への取組方針
 ・農用地の大区画化・汎用化等の基盤整備事業の工種や導入時期など。
- (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 ・新規就農者や経営の規模の大小や、家族か法人かの別にかかわらず、地域農業を支える多様な経営体の確保・育成や、関係機関との連携など。
- (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針・バンクへの集積を踏まえ、農業支援サービス事業者等への地域の状況に応じた農作業の委託方法など。

任意事項(地域の実情に応じて、次の事項の方針について協議してください。)

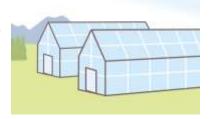
- ① 鳥獣被害防止対策(地域における放牧・鳥獣緩衝帯、侵入防止柵など)
- ② 有機・減農薬・減肥料(取組面積の拡大や、生産団地の形成など)
- ③ スマート農業(AIやIoT、無人ロボット、ドローンなどの先端技術の活用など)
- ④ 畑地化・輸出等(水田の畑地化、輸出に向けた作物選定、ブロックローテーション等の体制づくりや団地形成など)
- (5) 果樹等(果樹等の改植や整備、団地形成など)
- ⑥ 燃料・資源作物等(搾油作物などの資源作物の導入や団地形成など)
- ⑦ 保全・管理等(従来の農業上の利用が困難な農地における放牧、蜜源作物の作付け、鳥獣緩衝帯や、地域全体の土地の管理構想など)
- ⑧ 農業用施設(農業用施設を設置する範囲、整備する時期や用途など)
- ⑨ 耕畜連携等(畜産農家と飼料作物の生産者との連携方法、自給飼料生産、放牧、堆肥の利用など)
- ⑦ その他(地域の実情に応じて追加してください。)











協議の場の取りまとめ(記載例)

市町村名 (市町村コード)	〇〇市 (123456)					
地域名 (地域内農業集落名)		○○地区 (A集落、B集落、C集落・・・・)				
協議の結果を取りま	とめた年月日	令和○○年○○月○○日 (第○○回)				

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢〇歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化するとともに、地域で取り組める新たな作物として飼料作物の栽培方法を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】農業者:○○人(うち50歳代以下○人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)○経営体、従業員等○人

主な作物:水稲、大豆、トマト

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産物である○○について有機農業の取組を段階的に進めるため農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入 を進める。併せて新たな作物として飼料作物の団地化や加工・業務用野菜の○○の生産に向けた水田の畑地化を進める。

また、地域コミュニティーの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区:	域内の農用地等面積	○○ h a
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	○○ h a
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	○○ h a

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理 を行う区域とする。

協議の場の取りまとめ(記載例)

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針

・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(2)農地中間管理機構の活用方針

・地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

・担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を○年度までに実施する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着 まで切れ目のない取り組みを展開する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

・地域内で農作業の効率化を図るため○○作業は○○事業体へ委託するとともに、それ以外の○○・○○・○○の作業並びに担い手が引き受けるまでの作業は、○○事業体に委託し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください。)

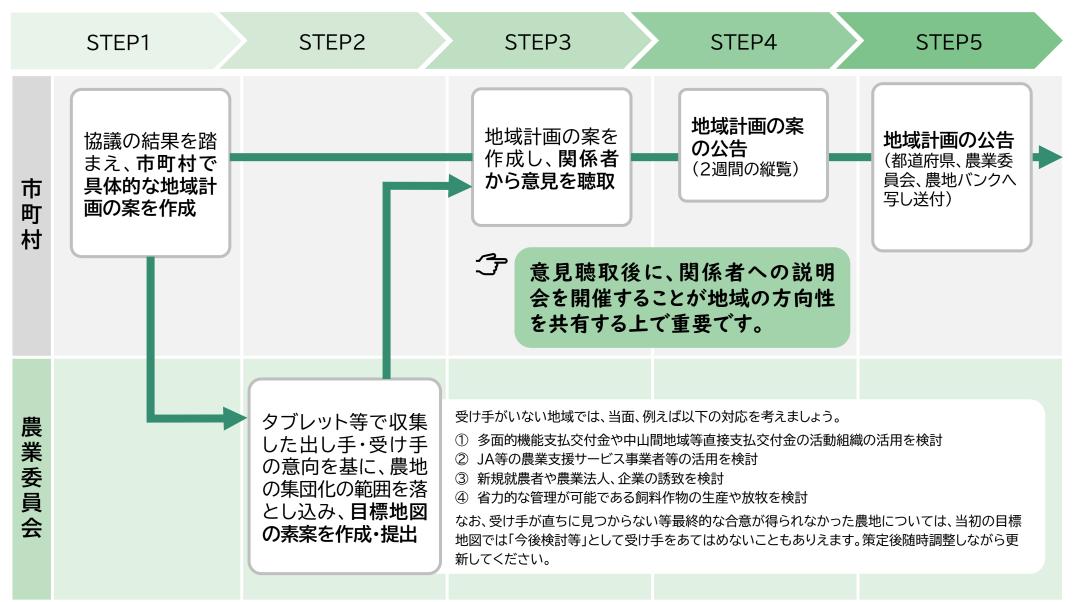
✓	①鳥獣被害防止対策	~	②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業	✓	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	>	⑦保全・管理等	>	⑧農業用施設	✓	9耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて 地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ②地域特産物の○○を対象に有機農業への切り替えを段階的に進めるため、○○地区において管理協定の締結を進める。
- ④ B 集落で○○ (畑作物) が連続して作付けられている水田は、畑地化を進める。
- ⑦地域の目指すべき将来像を見据えた上で、農地に限らず地域全体の土地の管理構想について議論を進める(国土の管理構想)。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など**の共同利用施設**の集約化を進める。
- ⑨ A 集落で生産された飼料作物は、地域内の畜産農家へ供給しつつ、家畜排せつ由来堆肥は地域内の生産者に供給する仕組みを構築する。

地域計画の策定手順

協議の場で取りまとめた方針を再確認し、以下の手順で進めていきましょう。 地域計画(目標地図を含む)は、**地域の実情を踏まえ、徐々に作り上げていく**ように進めていくことが重要です。



目標地図の作成手順

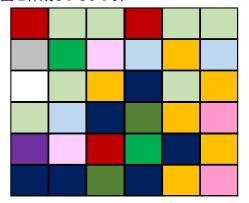
- 農業委員会は、現況地図に農地の出し手・受け手の意向を踏まえ、目標地図の素案を作成し、市町村に提出しましょう。
- 素案の提出を受けた市町村は、農業委員会と一体的に地域の徹底した話合いを通じて、出し手・受け手との調整をできる限り進めましょう。
- 調整に当たっては、「目標地図は、農地ごとに将来の受け手をイメージとして印すものであり、これによって権利が設定されるものでないこと」、「権利設定のタイミングは目標年度まで柔軟に調整でき、農地の出し手が将来耕作できなくなった段階で受け手が引き受ければよいこと」などを丁寧に説明しましょう。



あらかじめ新規就農者や有機農業などのためのエリア設定を行うことも効果的です。エリア設定に当たっては自然災害などのリスクにも配慮しましょう。

現況地図から素案作成へ

農業委員会は、実質化した人・農地プランの 現況地図を基に、受け手ごとに**集約化に向 けた調整**をできる限り行いましょう。 (実質化に取り組んでいる地域は、早急に現況 地図を作成しましょう。)



当初の目標地図

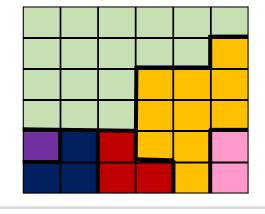
受け手がいない地域では、当面、例えば以下の対応を考えましょう。

- ① 多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払 交付金の活動組織の活用を検討
- ② JA等の農業支援サービス事業者等の活用を検討
- ③ 新規就農者や農業法人、企業の誘致を検討
- ④ 省力的な管理が可能である飼料作物の生産や放 牧を検討

なお、市町村は、調整が整った範囲で目標地図に印しつつ、**受け手が直ちに見つからない等最終的な合意が得られなかった農地については、当初の目標地図では「今後検討等」**として受け手をあてはめないこともありえます。策定後も**随時調整しながら更新**してください。

将来の目標地図

農業者の意向等を踏まえ話合いを重ね、 随時変更しながら**徐々に完成度を高め**て いきましょう。



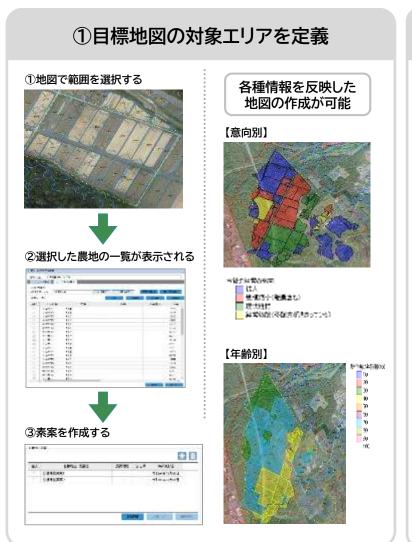


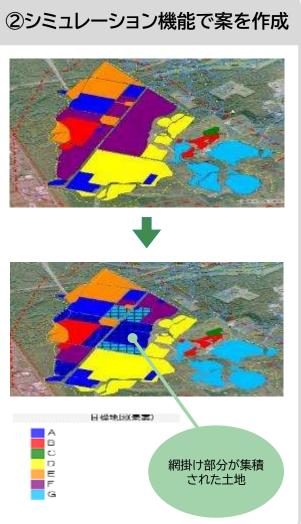
農地の受け手が見つからない、または不足している地域は、地域計画に新規就農者等の受入方法や目標地図には受入できるエリアなどを明記して、地域外の受け手が確認できるようにしましょう。

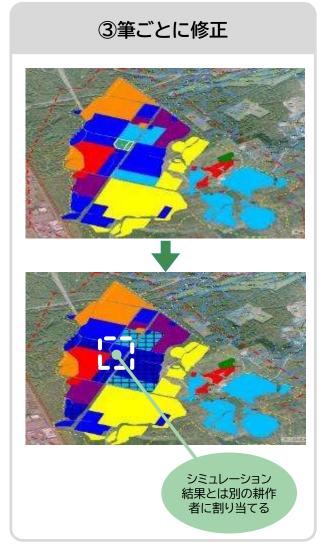
目標地図の作成手順

現況地図などを基に、農地の集団化の範囲を落とし込んだ目標地図の素案を作成しましょう。

タブレット等で収集した意向等の情報は農業委員会サポートシステムに反映されるため、サポートシステム上で意向を反映した 目標地図の素案を作成することが可能です。







協議の結果を踏まえた地域計画の策定

地域計画の期間(改正基盤法第19条、改正基盤法施行令第6条第1項)

地域計画は、地域の話合いにより農業の将来の在り方を考え、それを実現していくという意味で、それぞれの地域の農業の発展に向けたマスタープランとなるものです。地域の農業の情勢の変化に対応する必要がある点から、基本構想の計画期間と同様、おおむね5年ごとに、その後の10年間について定めてください。

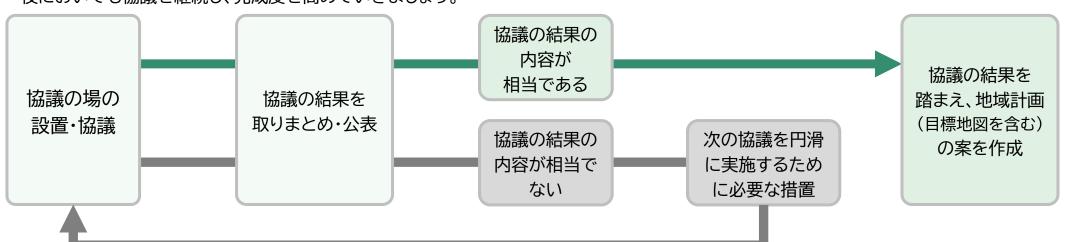
協議の結果の内容の程度(改正基盤法第18条・第19条、改正基盤法施行令第6条第2項・第3項)

十分な協議がなされない場合、協議の結果話合いがまとまらない場合、地域計画に定めるべき事項が当該地域の農業の現状に照らして適切な水準に達していない場合などにおいて、拙速に地域計画を定めようとすることは、地域計画の趣旨に照らして適当ではありません。

このため地域計画は、協議の結果の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図る見地から、相当であると市町村が認めた場合に定めてください。

市町村は、それに該当しないときは、地域計画の作成に向け、次の協議を円滑に実施するために必要な措置(農用地の出し手となる所有者等や受け手となる認定農業者等の関係者との調整や、協議内容に関するアンケートの実施、協議をコーディネートする専門家の活用など)を講じてください。

なお、市町村・農業委員会の人員が限られる中で、上記については、令和7年3月末までに地域計画を策定・公表することを前提に、「できる限り」行うことに努めてください。策定期限内に「できる限り」のことをした上で地域計画の策定・公表をすることとなりますが、その後においても協議を継続し、完成度を高めていきましょう。



地域計画の要件

地域計画は、次の要件を満たす必要があります。

地域計画の要件(改正基盤法第19条第4項)

- ① 基本構想に即するとともに、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保 たれたものであること。
- ② 効率的かつ安定的な農業経営*1を営む者に対する農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用*2を図るため必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合すること。
 - ※1 「効率的かつ安定的な農業経営」とは 経営の効率化を上げて生産性を高め、長期にわたり安定的に所得を確保して農業を行っていくような経営
 - ※2 「農用地の効率的かつ総合的な利用」とは

農地が使われなくなることがないように集積・集約化等により、<u>農地の利用の効率化を上げて生産性を高め、農地が適切に使われるように</u> することであり、このことが、個々の農地だけでなく、地域全体で総合的に図られるようにすること

地域計画の基準(改正基盤法省令第18条)

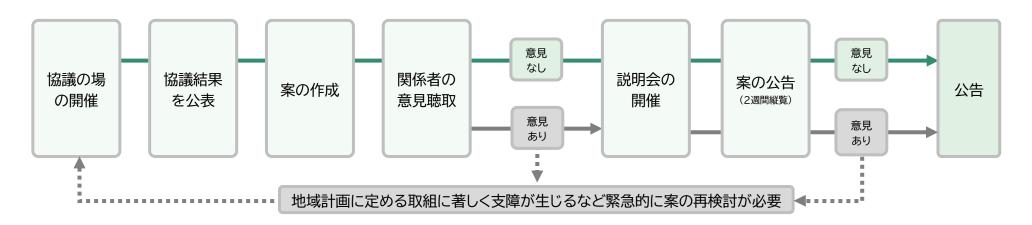
農林水産省令で定める基準は、以下の事項が適切に定められていることです。

- (1) 生産する主な農畜産物
- (2) 農用地等の利用の方針
- (3) 担い手(効率的かつ安定的な農業経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標
- (4)農用地の集団化(集約化)に関する目標
- (5)(3)及び(4)の目標を達成するためとるべき措置

地域計画の公告

地域計画の公告までの手続き

協議を経て、地域計画の案及び目標地図の素案を作成後、地域計画の公告までの手続きは以下となります。



関係者の意見聴取(改正基盤法第19条第6項)

市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき(軽微な変更を除く)は、あらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聴く必要があります。

関係者の意見聴取の例

- ·共通:協議の結果を踏まえた内容になっているか
- ・農業委員会:目標地図の素案を踏まえた内容になっているか
- ·農地バンク:地域外の受け手の意向が反映されているか
 - 契約している農地の状況を踏まえた内容になっているか
- ·JA:地域農業振興計画等の基本計画と整合が図られているか 組合員の意向、自らや子会社の意向が反映されているか
- ・土地改良区:土地改良事業・施設改修の計画と整合が図られているか
 - 土地改良施設の管理に支障がないか
- · その他の関係者:関係者の取組に支障がないか
 - 関係者の意向が反映されているか



市町村は、地域計画の案の公告の前に説明会を実施し、できる限り地域の理解を得られるように配慮してください。

地域計画の公告

地域計画の案の公告(改正基盤法第19条第7項、改正基盤法省令第20条)

市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき(軽微な変更を除く)は、**市町村の公報への掲載やインターネット等**を通じて公告し、公告の日から2週間公衆の縦覧に供する必要があります。

利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市町村に意見書を提出することができます。

なお、市町村は、関係者や利害関係人の意見を踏まえ、地域計画に定める取組に著しく支障が生じるなど、緊急的に地域計画の 案を再検討する必要があると判断した場合には、改めて協議の場を設置し、協議を行うように地域へ呼びかけましょう。



意見を直ちに地域計画の案に反映する方法のほか、 次回の協議の場において、それらの意見も踏まえて協議をするといった方法も可能です。 また、意見書の内容は、要旨、提出数及び処理結果を一覧表にまとめ、公表しましょう。

地域計画の公告(改正基盤法第19条第8項、改正基盤法省令第20条の2)

市町村は、地域計画を定めたときは、市町村の公報への掲載やインターネット等を通じて公告しましょう。

その際、都道府県、農業委員会、農地バンクに写しを電子データ等で送付しましょう。



市町村は、農地の受け手が見つからない、または不足している地域の地域計画については、市町村のホームページに地域の状況が分かりやすいよう掲載し、地域外から受け手を呼び込みましょう。

これまでの人・農地プランに 赤枠部分 のみ追記するイメージです。

策定年月日	令和○年○月○日
更新年月日	令和○年○月○日 (第○回)
目標年度	令和○○年度
市町村名 (市町村コード)	〇〇市 (〇〇〇〇)
地域名 (地域内農業集落名)	○○地区 (A集落、B集落、C集落・・・・・・・・・・)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	○○ h a
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	○○ h a
② 田の面積	○○ h a
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	○○ h a
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	○○ h a
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	○○ h a
(参考) 区域内における○才以上の農業者の農地面積の合計(※年齢は地域の実情を踏まえて記載)	○○ h a
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	○○ h a
(備考)遊休農地○○ha(うち1号遊休農地○○ha、2号遊休農地○○ha) ⑤は、○○市内で引き受ける意向のあるすべての農地面積の合計。	

(2)地域農業の現状と課題

- 今後認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積よりも、後継者不在の農業者の農地面積が、A集落ではOha、C集落ではOhaと多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
- 担い手が利用する農地面積の団地数は平均○個所、○ a であり、集約化が必要。
- 地域の活性化を図るため新たな作物として飼料作物(青刈りとうもろこし)の導入や有機農業への取組が課題。
- (3)地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)
 - ○○を主要作物としつつ、地域の特産物である○○を段階的に有機農業に切り替え、団地化を形成する。併せて飼料作物(青刈りとうもろこし)の生産に取り組み、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。
 - A集落は認定農業者 a 、 b 、 c に、 B集落は d 法人に、 C 集落は集落営農法人 e に集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定 新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。
 - B集落では、加工・業務用野菜の○○の生産に向けた水田の畑地化及び団地化を形成する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、〇〇法人、集落営農法人)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない 範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者) に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率 ○○% 将来の目標とする集積率 ○○%

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標

担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は、〇個所、平均〇 a (令和〇年度時点) 団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。(令和〇〇年度)

※担い手は、認定農業者、認定新規就農者、集落営農、基本構想水準到達者とする。

- 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置(必須項目)
 - (1)農用地の集積、集団化の取組

担い手を中心とした農地の集積・集約化を進めるため団地面積の拡大を図りつつ、新規就農者向けの小規模圃場の団地化を図り、農地バンクを通じて集団化を進める。

(2)農地中間管理機構の活用方法

地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組

A集落において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を○○までに計画する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

作業の効率化が期待できる防除作業は、○○(株)への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください。)

☑ ①鳥獣被害防止対策	☑ ②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	☑ ④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	☑ ⑦保全・管理等	☑ ⑧農業用施設 📗	☑ ⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ②○○地区において、管理協定を早急に締結し、地域の特産物である○○を段階的に有機農業に切り替えていく。
- ④ B 集落の水田に連続して作付けられている○○ (畑作物) は、畑地での栽培に切り替えていく。
- ⑦地域の目指すべき将来像を見据えた上で、農地に限らず地域全体の土地の管理構想について議論を進める(国土の管理構想)。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など**の共同利用施設**の集約化を進める。
- ⑨A集落で生産された飼料作物(青刈りとうもろこし)は、○株式会社(TMRセンター)で調整の上、○法人(酪農)などの畜産農家に供給し、家畜排せつ由来堆肥は、有機農業に取り組む生産者などに供給する。(②⑧関連)

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業者	現状			10年後 (目標年度:令和○年度)				
馬任	辰未白	経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図 上の表示	備考
認農	0000	水稲、肉用牛	10ha	– h a	水稲、肉用牛、飼料作物 (青刈りとうもろこし)	13ha	- h a	А	代替者 E 畜舎含む
認農		水稲、果樹	5 h a	- h a	水稲、果樹	8 h a	- h a	В	代替者A・D
到達		野菜	5 h a	– h a	野菜	7 h a	- h a	С	代替者 D 畑地化
認農	(株) 〇〇	水稲、野菜(施設)	3 0 h a	– h a	水稲、野菜(施設)	50 h a	10 h a	D	施設含む
集	●●組合	水稲、麦、大豆	4 0 h a	10 h a	水稲、麦、大豆	4 0 h a	2 0 h a	Е	_
利用者	***	野菜	0.5 ha	– h a	野菜	1 h a	- h a	F	代替者D
サ	△△ (株)	耕起、播種、収穫	– h a	– h a	耕起、播種、収穫	– h a	10 h a	G	_
農協	♦♦ J A	耕起、田植、収穫	– h a	– h a	耕起、田植、収穫	- h a	2 0 h a	Н	_
計			90.5ha	10 h a		119ha	6 0 h a		

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名(氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	(株) ○○	肥料・農薬散布	野菜、果樹
2	$\triangle \triangle$ J A	田植え・播種	水稲
3	◇◇ (株)	堆肥散布、播種、収穫	飼料作物(青刈りとうもろこし)

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	5 0	うち計画同意者(人・%)	4 5	(90%)
-------------	-----	--------------	-----	-------

地域計画の実現に向けた取組①(地域計画の実行)

- 地域計画は、策定するだけでなく、実現に向けて実行することが大切です。
- 1. 市町村は、地域計画に定めた「農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」の**進み具合を確認**しましょう。
- 2. ① 農用地の集積・集約化
 - ② 農地中間管理機構の活用方法
 - ③ 新規就農者や入作者の確保

などが思うように進んでいない場合には、

PDCAサイクルを通じて不断の検証を行いましょう。

- 3. 併せて、次に留意しながら随時ブラッシュアップし、目標地図の完成度を高めていきましょう。
 - ① 把握できていない農業者や所有者の意向の把握
 - ② 耕作している農業者の意向を尊重しながら、農地の集約化に向け、農地バンクを活用して、目標地図に位置付けられた者への農地の貸付けの働きかけ





目標地図に位置付けられた者に変更があった場合には、地域計画を変更しましょう。まとめて変更することも可能です。

- 4. 地域では、地域計画に定めた方針に基づき、適宜、協議の場を開催し、取組の具体化に向け協議しましょう。 例えば
 - ① 基盤整備の導入に向け、都道府県や市町村、土地改良区などの土地改良事業担当と事業要件の確認やスケジュール調整、所有者との最終調整、整備内容の決定などを協議
 - ② 地域外から受け入れるエリアや、必要な整備や受入条件、呼込方法などを市町村や普及センター、JAなどの関係機関と協議
 - ③ スマート農業や有機農業の導入に向けたスケジュール、生産方法の確認、農業用機械・施設の選定、販路先や関係組織との調整
 - ④ 耕種農家と畜産農家、コントラクター、TMRセンター、公共牧場等とで飼料の種類や生産量、飼料及び堆肥の提供時期などを協議
- 5. 地域計画の実行にあたっては、市町村、農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区などの**関係者が連携**しながら、**地域一体となって取り組んでいきましょう**。

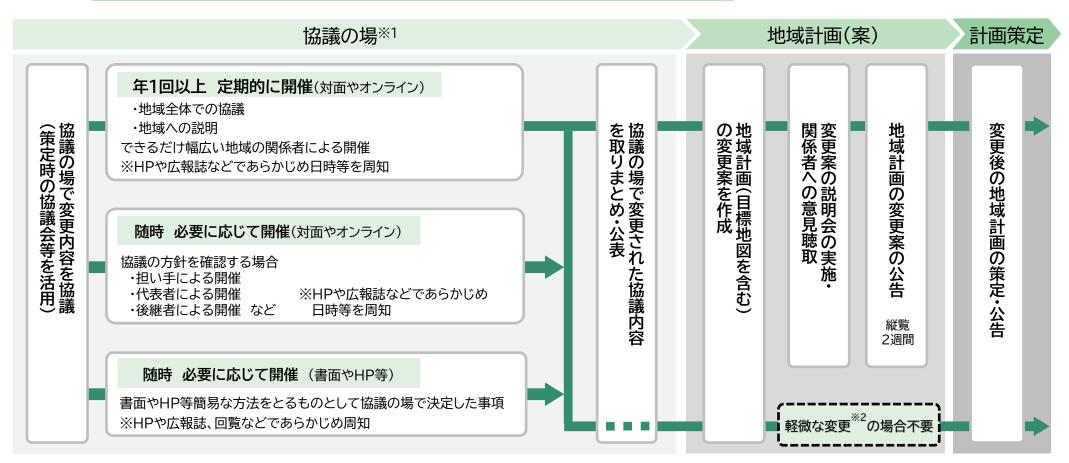
都道府県は、市町村の取組みが円滑に進められるよう、都道府県段階の関係機関が連携し、一体的に支援するよう配慮しましょう。

地域計画の実現に向けた取組②(地域計画の変更)

- 地域計画に次の変更がある場合は、以下の手順により変更しましょう。
 - ① 1 地域における農業の将来の在り方、2 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標、3 とるべき必要な措置の変更
 - ② 目標地図に位置付けられた者の変更
 - ③ 農業目的外の農地転用による区域の変更 など



農地を農業目的外での利用に供する場合には、地域計画から除外しましょう。



※1 協議の場の開催方法;協議の場は、市町村が開催することが基本ですが、地域主導或いは農業関係機関主導など、地域の実情で柔軟に運用することもできます。その場合、市町村に概要や場所、日時などを口頭やメール、書面などで報告するよう地域に周知してください。また、参加者が固定化されるなど硬直的な運用とならないように留意してください。

※2 地域計画の軽微な変更(改正基盤法省令第19条); ①地域の名称又は地番の変更、 ②農用地等を利用する農業を担う団体の法人化、③相続、④実質的な変更を伴わない 変更(例:作物の変更・有機農業エリア等の農地利用方針の変更など必須事項の軽微な もの、任意記載事項の変更、基盤整備や地籍調査等による面積変更、田畑転換、経営規 模が変わらない個人経営体の法人化や農業を担う者の属性変更)(農地転用に係るも のを除く。)

サポート窓口 ご不明な場合は、お気軽にお問い合わせください。

地域計画全般

東北農政局経営・事業支援部担い手育成課	東海農政局経営・事業支援部担い手育成課	九州農政局経営·事業支援部農地政策推進課
TEL 022-221-6241(直通)	TEL 052-715-5191(直通)	TEL 096-300-6316(直通)
関東農政局経営・事業支援部担い手育成課	近畿農政局経営・事業支援部担い手育成課	内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課
TEL 048-740-0449(直通)	TEL 075-414-9017(直通)	TEL 098-866-1628(直通)
北陸農政局経営・事業支援部担い手育成課 TEL 076-232-4318(直通)	中国四国農政局経営・事業支援部担い手育成課 TEL 086-224-9414(直通)	

経営局農地政策課 TEL 03-6744-2151(直通)

農業委員会、農地バンク関連

北海道農政部農業経営局農地調整課 農業委員会関連 TEL 011-204-5393(直通) 北海道農政部農業経営局農業経営課 農地バンク関連 TEL 011-204-5386(直通)	北陸農政局経営·事業支援部農地政策推進課 TEL 076-232-4319(直通)	中国四国農政局 経営·事業支援部農地政策推進課 TEL 086-224-9407(直通)
東北農政局経営·事業支援部農地政策推進課	東海農政局経営·事業支援部農地政策推進課	九州農政局経営·事業支援部農地政策推進課
TEL 022-221-6237(直通)	TEL 052-223-4627(直通)	TEL 096-300-6316(直通)
関東農政局経営・事業支援部農地政策推進課	近畿農政局経営·事業支援部農地政策推進課	内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課
TEL 048-740-0144(直通)	TEL 075-414-9013(直通)	TEL 098-866-1628(直通)

経営局農地政策課 農業委員会関連 TEL 03-3591-1389(直通) / 農地バンク関連 TEL 03-6744-2151(直通)

土地の管理構想関連

国土交通省 国土政策局 総合計画課 国土管理企画室 TEL 03-5253-8359(直通)